

貸切利用規約

「有明アーバンスポーツパーク」(以下、「本施設」という)の全部または一部、若しくはスケートボードパーク、3x3 バスケットボールコート、ボルダー棟、ランニングスタジアム、ロープアスレチックの 5 施設の貸切利用を希望する申請者(以下「利用者」という)は、別紙「同意書 兼 予約申請書」の提出をもってこの「貸切利用規約」(以下、「本規約」という)に同意し、Tokyo Sports Wellness Village 株式会社(以下「運営者」という)に利用予約を申請します。

なお、利用者が正当の理由なくして本規約に定める履行を怠り、運営者が催促してもなお解決の誠意を示さない場合は、運営者は何ら通知催告をすることなく、施設利用及び予約の全部または一部を中止することができます。

1. 予約

- ・ 貸切利用の場合は予約システムを利用せず事前に直接運営者に連絡してください。
- ・ 優先受付の場合は、利用規則に記載の通り、予約申請書の提出をもって仮予約の申込を受付けたものとしますが、この時点では確定ではありません。優先受付が競合した場合は、公益性・大会規模等をもとに、計画書等で調整を行い決定します。
- ・ 予約申請書に虚偽なく正確に申告してください。予約申請書に虚偽があった場合、記載した内容と異なる施設利用を行った場合、または行う恐れがあると運営者が判断した場合、利用を中止します。
- ・ 施設利用の権利の全部または一部の売却、譲渡、転貸はできません。利用権の全部または一部の売却、譲渡、転貸を行った場合、利用を中止します。
- ・ 本規約を履行できない場合、利用を中止します。なお、その際の損害賠償責任は利用者の負担とします。
- ・ 施設利用に関する資料(企画書、配置図、動線図等)の提出を求める場合があります。

2. 利用料金

- ・ 利用料金については料金表を参照してください。
- ・ キャンセル料については以下の通りとします。

① 優先受付の場合

利用確定日～施設利用日より 60 日前 (18:00) … 請求額の 10%
施設利用日より 60 日前 (18:01)～30 日前 (18:00) … 請求額の 30%
施設利用日より 30 日前 (18:01)～14 日前 (18:00) … 請求額の 50%
施設利用日より 14 日前 (18:01)～7 日前 (18:00) … 請求額の 100%

② 一般貸切利用の場合

利用確定日～30 日前 (18:00) … 請求額の 30%
施設利用日より 30 日前 (18:01)～14 日前 (18:00) … 請求額の 50%

施設利用日より 14 日前 (18:01)～7 日前 (18:00) … 請求額の 100%

3. 利用上のルール

- ・ 利用時間帯は必ず会場責任者を施設に常駐させてください。
- ・ 申請した時間より延長して利用する場合には、運営者に事前に連絡して承諾を得るとともに、運営者が別途定めた料金表の延長料金をお支払いください。
- ・ 付帯設備等の使用は運営者の指示に従い、所定の収納スペースへ片づけてください。
- ・ 発電設備などを使用する場合は、利用者が責任を持って諸官庁に届け出てください。
- ・ 施設利用に際して、諸官庁への届出が必要な場合、利用者が責任を持って事前に届出を済ませてください。
- ・ 資機材等の搬出入の際は指定の経路を使用してください。
- ・ 防火・防犯管理、セキュリティ管理、安全管理は利用者が責任を持って行ってください。
- ・ 当施設内は、衣服を着用してください。
- ・ 施設内で飲食を行う場合は、運営者の許可を得てください。また、その場合は養生を必須とし、その養生箇所以外での飲食は禁止します。
- ・ 利用者は施設を原状のまま利用し、利用終了後は原状に回復してください。また、利用者の責に起因する器物の破損があった場合、補償代金は全額利用者の負担とします。
- ・ 施設利用の終了後は清掃し、ゴミは全て持ち帰ってください。

4. 事故、トラブルへの対応及び損害賠償の範囲

- ・ 故意、または過失により当施設及び設備等を破損した場合、利用者の責により原状回復及び損害を賠償していただきます。
- ・ 利用者の利用において当施設で生じた事故、トラブル、盗難・紛失等の一切については、当施設及び施設運営者は、その責に帰すべき事由がない限り責任を負担しません。
- ・ 利用者の過失によって生じた、第三者に対する損害等について、利用者は自身の責任において対応することとします。
- ・ 本施設の利用に関して、運営者が損害賠償責任を負った場合、運営者の損害賠償額は当該施設利用料相当額を上限とします。

5. 禁止事項

- ・ 施設における以下事項を禁止します。
 - ① 秩序を乱し、善良な風俗を害する行為
 - ② 未成年のみでの利用
 - ③ 最大収容人数を超えた人数での利用
 - ④ 喫煙(当施設及びアーバンスポーツパークは、全面禁煙です。)
 - ⑤ ごみの放置

- ⑥ 危険物・禁制物等の持ち込み
- ⑦ 火器の使用
- ⑧ 許可のない商業行為、政治・宗教活動、又はこれに類する行為
- ⑨ 許可のない撮影行為および機材の持ち込み
- ⑩ 施設利用時における画像・動画等の企業広告や商品広告への使用(利用申請した場合は除く)
- ⑪ 各種消防設備や安全機能を損する会場設営
- ⑫ 建物、付帯設備への粘着物の使用や釘打ちなどの穴あけ
- ⑬ 設備・備品等を故意に破損等する行為
- ⑭ 道具の持ち出し
- ⑮ 他の利用者および近隣の迷惑となる行為
- ⑯ 運営者及び運営者から業務委託を受けたスタッフの指示や注意に反する行為
- ⑰ 利用申込に関わる申請内容の虚偽記載
- ⑱ 反社会的勢力及びその関係者の入場

6. 施設利用不能時の対応

- ・ 不可抗力(天災、交通事故、ストライキ等)または運営者の事情により施設が利用不能となった場合、運営者は施設利用を中止することがあります。その際、納入された施設利用料は返金されますが、利用者に発生する損害について、一切の責任を負いません。
- ・ 利用者の事情により施設が利用不能となった場合(利用者が本規約の履行を怠った場合を含む)、運営者は施設利用を中止することがあります。その際、納入された施設利用料は返金しないものとし、利用者に発生する損害について、一切の責任を負いません。

7. 反社会的勢力の排除

- ・ 利用者は次の各号に定める事項について、同意書の提出をもって運営者に対して表明し保証したものとします。
 - ① 利用者(その役員、実務的に経営を支配する者、重要な地位の使用人またはこれに準ずる顧問等を含む。以下同じ)が反社会的勢力でないこと。
 - ② 利用者は反社会的勢力を利用しないこと。
 - ③ 利用者は反社会的勢力に対して資金を提供し、または便宜を図るなど、反社会的勢力の維持運営に協力し、関与していないこと。
 - ④ 利用者は反社会的勢力に本施設を使用させないこと。
 - ⑤ 利用者は反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有さないこと。
 - ⑥ 利用者は暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、運営者の名誉や信用を毀損せず、運営者の業務を妨害しないこと。
 - ⑦ 各号に定める事項について、将来にわたっても表明すること。

- ・ 利用者が当該事実を知りながら、反社会的勢力と上記に定めるような関係を有したときは、運営者は何らの通知催告なしに本施設の利用を中止します。
- ・ 利用者は上記①から⑦に違反したことにより、施設利用を中止されたことを事由として、運営者に損害の賠償を請求することができません。
- ・ 利用者が上記①から⑦に違反したことにより、運営者が損害を被ったときは、運営者はその損害の賠償を利用者に請求することができます。

8. その他

- ・ 本規約に定めがない事項、または、本規約の条項の解釈について疑義が生じたときは、運営者が別に定めるものとします。

以 上